

つどいの広場事業業務委託仕様書

1 委託業務名

つどいの広場事業業務委託

2 実施場所

印西市草深9 2 4 番地

そうふけふれあいの里 2階 つどいの広場

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和1 2年3月3 1日

4 事業概要

(1) 目的

地域の子育て家庭に対する様々な支援を総合的に行う「地域子育て支援拠点事業」を委託することにより、子育て中の親子の交流促進、育児不安の軽減、地域における子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(2) 対象者

市内に住所を有する乳幼児（0歳児から5歳児までをいう。）及びその保護者

(3) 実施日

毎週火曜日から土曜日まで

（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び印西市草深ふれあい市民センターの休館日を除く。）

(4) 実施時間

午前9時から午後5時まで

5 業務の内容

事業実施にあたっては、「印西市地域子育て支援拠点事業実施要綱」に準拠するものとし、次に掲げる取組みをすべて実施すること。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進（居場所の提供）

- ・安全で安心できる居場所を提供すること。
- ・養育者と子どもが訪れやすい雰囲気づくりを行うこと。
- ・スタッフが積極的に声かけをし、利用者同士のコミュニティ形成を支援すること。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

- ・子育てに関する専門的な知識と経験を有する専任のものを配置し、相談等に対応すること。
- ・必要に応じて専門機関（市役所、保健センター等）へのつなぎや情報提供を行うこと。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

- ・地域の子育て関連情報（保育園、幼稚園、子育てサークル、公園、イベント情報、行政サービス等）を収集・整理し、提供すること。
- ・施設おたより、ホームページ等を活用し、情報発信を行うこと。

(4) 子育て及び子育て支援に関する事業等の実施

- ・育児講座、親子遊び、季節の行事、親のリフレッシュを目的とした事業を実施すること。

(5) その他子育て支援に必要な事業

- ・実施の際には、事業の内容について事前に市と十分な協議を行うこと。

(6) 事業計画の策定

- ・受託者は委託契約締結後、実施する事業、子育てに関する相談等に関する事業計画を策定し、市の承認を受けること。

6 人員配置

(1) 人員の配置

- ・子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

(2) 資格、要件

- ・配置職員のうち、1名以上は保育士、幼稚園教諭の資格を有する者、又は子育て支援員の研修を終了した者としなければならない。

7 利用者の安全確保

次のことに留意し、事業を実施すること。

(1) 利用促進の安全配慮

- ・利用者の安全に十分配慮し、事故防止に努めること。
- ・施設の定期的な安全点検及び衛生管理を徹底すること。
- ・緊急時の対応マニュアルを作成し、全職員が習熟しておくこと。
- ・万一事故等が発生した場合は、速やかに市に報告し、適切に対応すること。
- ・不審者・不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ通報する等適切な処置を行うこと。
- ・その他、利用者の安全確保に必要な事は、市と調整し、適切に対応すること。

(2) 損害賠償責任及び保険加入

- ・職員の責めに帰すべき事由により、利用者その他第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- ・業務の実施にあたり、必要な賠償責任保険等に参加し、その証書を市へ提出すること。

8 報告及び検査

(1) 定期報告

- ・ 毎月の利用状況、事業実施状況、相談件数、職員の配置実績等を記載した月次報告書を、翌月 10 日までに市に報告し、市の確認を受けること。
- ・ 年度末には、年間利用状況、事業実施状況、相談件数等をまとめ、事業実績報告書を市に提出すること。

(2) 業務検査

- ・ 市は、業務の適正な遂行を確認するため、随時、施設への立ち入り検査や、業務に関する書類の提出を求めることができるものとする。

9 委託料の支払い

- (1) 本業務に係る委託料は、契約書に定める金額とする。
- (2) 委託料は毎月支払うものとし、受託者は当該月の業務完了後、市の検査を受け、合格した後に請求書を提出すること。
- (3) 市は、請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報について、関係法令及び市の規定に基づき適正に取り扱うこと。
- (2) 個人情報を事業目的以外に利用してはならず、また第三者に漏洩してはならない。
- (3) 委託期間終了後、当該個人情報は市に返還しなければならない。

11 その他

- (1) 事業の実施にあたり、草深ふれあい市民センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に定める事項を厳守すること。
- (2) 受託者は、草深ふれあい市民センターとの緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議してその内容を定めるものとする。